

【組織】

第15条(専門委員会)

本会に企画、財政、名簿及び広報を担当する委員会を置く。

- ①各委員会は、会長が委嘱する幹事若干名をもって構成する。
- ②委員長は委員の中より互選する。
- ③副会長はいずれかの委員会を担当し、指導及び助言を行う。
- ④各委員会は、必要に応じて委員長が召集しそれぞれの事項について審議し、随時会長に意見を具申する。ただし、必要により一部業務を執行する。
 - 一、企画委員会…本会の企画、運営及び他の委員会に属さない事項に関すること。
 - 二、財政委員会…本会運営のための財政全般に関すること。
 - 三、名簿委員会…各年次の名簿整理の促進及び名簿発行に関すること。
 - 四、広報委員会…「同窓会誌」の発行及び本会の運営上必要な広報に関すること。

第16条(支部)

本会の支部に関する規程は別にこれを定める。

【会計】

第17条(経費)

本会の経費は、会費、入会金、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

- 一、本会の正会員は、毎年会費を納入し入会者は入会に際し入会金を納めるものとする。
- 二、会費は年額2,000円とする。在校生は入会金5,400円を卒業時までに入会する。
- 三、会費および入会金の改正は総会の承認を得るものとする。
但し、入会金については会長はあらかじめ学校長と協議しなければならない。

第18条(基金)

- ①本会は基金を設けることができる。
- ②基金は一般会計の基金及び寄付金をもって積み立てする。
- ③本会の目的達成のため、基金の取りくずしが必要なときは総会の承認を得るものとする。
- ④基金の決算は監査を受け、監査結果を総会に報告し、承認を得るものとする。

第19条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【裁 決】

第20条(裁 決)

会議の議事は出席会員の多数決によるものとする。
但し、会則の改正は出席会員の三分の二以上の賛成者を要する。

第21条(褒 賞)

同窓会及び学校発展のため特に功績のあった者については、褒賞することが出来る。

付則 この会則は、平成23年5月28日から施行する。

秋田工業高校同窓会支部設置規程

(規程理由)

第1条 会則第16条により、支部設置規程を定める。

(組織対象)

第2条 支部組織は、その組織対象を明確にするとともに、会則第5条に定める会員をもって組織する。

(目 的)

第3条 本部との連携を密にし、会員の親睦と情報交流を図ることおよび支部独自の事業を行うことを目的とする。

(登 録)

第4条 支部を設置するときは、代表者署名の申請文書に支部規程、役員名簿および会員名簿を添えて本部へ登録し、承認を得るものとする。

(運営費用)

第5条 支部運営費用は、原則として支部会費で賄うものとする。

(分割・合併)

第6条 支部が分割または合併をするときは、その理由を明記した支部長署名の文書を本部へ提出し、承認を得るものとする。

(改 廃)

第7条 本規程の改廃は、会則第20条に準ずる。

付則 この規程は、平成23年5月28日から施行する。